

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。よろしくお願いします。川上議員も言われましたが、30分の短縮をされておりますので質問項目については少なめに、そして概略的なことに努めていきますので、答弁のほうもそういう意味でよろしくお願いいたします。

では件名1、公園、チビッコ広場について。町は、芦屋町観光公園条例、芦屋町都市公園設置及び管理条例、チビッコ広場設置及び管理に関する取扱要綱のもとに公園やチビッコ広場を設置しています。次の点について伺います。

（1）公園やチビッコ広場の設置目的は何でしょうか。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課より、観光公園の設置目的についてお答えいたします。芦屋町観光公園設置条例第1条において、「町内に存するすぐれた景勝地を保護し、住民の保健、休養及び教化を促進するとともに、交流を基調とした観光による活性化を推進するため、芦屋町観光公園を設置する。」としております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課より、都市公園及びチビッコ広場の設置目的を答弁させていただきます。芦屋町都市公園設置及び管理条例の第1条に目的が定められている内容は、「この条例は都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、芦屋町が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。」となっているため、公園の設置目的は具体的には記載されておられません。上位法である都市公園法の第1条の目的には、「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」となっています。都市公園を辞書で調べると、「都市内にある市民の休養、運動に供する公園または緑地」となっていますので、町民が集って遊んだり、運動したり、休憩できたりする公園を設置し、福祉の増進に資することが設置目的となります。

次に、チビッコ広場設置及び管理に関する取扱要綱の第1条、目的には、「この要綱は、幼児及び低学年児童の安全な遊び場を確保するために町内に設置されるチビッコ広場の設置及び管理に

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

関する基準及び事務取扱いの要領を定め、もって児童の健全育成に資することを目的とする。」と
なっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公園やチビッコ広場に関するものとして、都市公園が14程度かな。チビッコ広場が14か15が設置されて、遊具がですね、あると聞いております。そこで、昨年6月議会にて、公園やチビッコ広場に設置している遊具点検のための補正予算が可決しました。委託業者による公園遊具の点検が8月ごろに行われたと聞いております。遊具点検や撤去作業の際は、当然チビッコ広場遊具の設置者、いわゆる区の責任者や公民館長の立ち会いのもとに行われるべきだと考えます。しかし、はまゆう団地公民館の広場に設置していた滑り台は、区長や公民館長の知らないところで本年2月に撤去されました。区長や公民館に、点検についても撤去についても連絡は一言もなかったと言うではありませんか。なぜ立ち会いを求めなかったか。非常に、組長や区長もですね、疑問に考えておられるようです。

そこで、(2)公園やチビッコ広場の遊具の点検・評価、維持管理、メンテナンスはどう行ってきましたか。お伺いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課が所管する公園のうち、滑り台やブランコなど1つでも遊具が設置されている公園は22カ所あります。遊具の点検については、公園担当職員が毎月1回巡回点検を行っており、必要であれば修繕を行っています。なお、専門的な知識がない職員の点検であるため、明らかに修繕が必要と思われるものしか対応できていなかったため、今年度、全ての遊具に対し、専門業者による精密点検を行っています。点検業者の報告は、劣化状況や塗装等地肌表面の判定を行い、修繕が必要であると認められる遊具を指摘し、対処案まで示してもらうものです。点検結果では、多数破損箇所があるため、点検時に使用禁止にした遊具が1つありましたので、早急に撤去を行っています。先ほど妹川議員が言われた、はまゆう公園の分です。また、腐食が進みすぎているものや破損箇所が多数あるため、状態から、修繕ではなく撤去を勧められている遊具が7カ所あります。また、何かしらの修繕を勧められている遊具も20程度あるのが判明しています。修繕については、遊具によってそれぞれ修繕方法が異なるため積算に時間がかかっている状況ですが、予算が確保でき次第、早急に行います。撤去する遊具についても、公園のある自治区の区長さん

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

と、新規に遊具設置するか、設置する場合はどのような遊具がよいのかなどの協議を行い、予算の確保に努めたいと考えています。

最後に、今後の管理メンテナンスについてですが、引き続き、月1回担当職員による巡回点検を実施するとともに、専門業者による点検を3年に1回必ず行うよう実施計画に上げていますので、計画的に修繕ができるものと思っています。また、各公園のある自治区の区長さんに対して、遊具等の新設要望調査を実施していく予定となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

次の質問は、教育長の見解をお聞きしたいと思うんですが、芦屋の子どもは芦屋で育てることが私たちも聞いておりますし、そういうことをですね、公にされていますが。そういう理念のもとにですね、学力向上ではなくさまざまな形で御尽力いただいていることについて、敬意を表しています。先月行われました2分の1成人式、山鹿小学校ではタブレットを使った授業をですね、それを見学いたしまして、これは、いよいよ町長も、施政方針ですか、あれにも書かれておりましたが、やっぱり学力向上、それから低学力の向上ですね、そういう形で非常に御尽力いただいているなと思います。それに加えてですね、この、芦屋の子どもは芦屋で育てるという理念に立つならば、いわゆる学校・家庭・地域の三位一体という中であって、公園やチビッコ広場の必要性、やっぱり幼児や児童に対する情操教育とか仲間づくりとか、そういう視点に立つならば、今、芦屋町子育て支援という視点からですね、教育の視点からこの公園やチビッコ広場の必要性についての御意見、御見解をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

学校にも固定施設、例えば鉄棒であるとか議員のお示しいただいた写真の中にあります雲梯である、ブランコである、滑り台であるとか、こういった遊具は当然学校の中にあるわけでありまして。体育の時間を使ったり休憩時間を使ったりして、子供たちがこういった固定施設を使った運動遊びを行っております。その中で、遊びを通して子供たちは、特に低学年から中学年、まあ中学年が1番大事だと言われていますが、主に調整力を伸ばすというようなことをやっております。また、子供たちはいろんな遊具の中で自分たちが工夫して遊びを生み出して、その中でいろんなルールづくりをやるわけですが、そういったルールづくりを通して、ルールをきちっと守る。ルールをきちっと守って遊んだ楽しさ、そういったものを味わうということが大事だろうというふ

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

うに思います。学校体育をこういった公園で日常化した遊びを通す、学校体育の日常化という意味でも大事でありましょうし、もう一つはさまざまな遊びを工夫してその中で仲間づくりをきちっと、きずなづくりといたしますか、まあそういったものが一つの情操教育に役立っていくという観点から、こういった遊具をきちっとそろえて子供たちが遊ぶというのはいいことではないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公園ですね、特にチビッコ広場、地区ごとにあるところの公園、広場がですね、地域のちびっ子や子供たちが遊びを通して社会性を培う、また子育ての場、遊びの場、母親や子供たち家族の憩いの場でもあり、高齢者の安らかな場であり、また地域のコミュニティーの場としてですね、地域住民から愛される広場でなければなりません。子供たちが明るく伸び伸びと健康に育っていくためにも、安心・安全な遊び場を提供することは少子化対策にもつながると思うんです。私たち大人の願いでもあり、行政の願いでもあると思います。

はまゆう区の区長からの、ぜひこの場で発言してほしいというのが、今はまゆう区の滑り台が撤去されているわけですが、昨年9月12日付で、はまゆう区公民館敷地内公園の滑り台新設または補修を求める要望書なるものが提出されております。その中身を見れば、昨年8月、9月に使用禁止になっていたんでしょう。今まで滑り台で遊んでいた子供たちから「滑り台でいつから遊べるの。」と聞かれ、困惑されています。前の道路で遊ばせるのは、車の往来もあり危険と。安心できません。「芦屋の町の子供の将来のために、是が非でも早く新規取りかえてほしい。」と要望を昨年9月12日、そして再度1月7日、今年の1月7日には、「ぜひ令和2年度の予算に必ず取り込んでほしい。」と。子供たちの明るい元気な声が、はまゆうのチビッコ広場から聞こえなくなっております。それで、したがってですね、撤去している箇所、はまゆう団地のチビッコ広場ですが、早急に取りかえる措置が必要ではないかというふうに考えます。町長は3月の施政方針において、定期点検報告書に基づき今後対処していくと表明されましたが、敬意を表しております。子供たちの成長は早いです。子供たちの元気な声を早く私たちの区にですね、また、ほかの区もですね、同じでしょうけれど、そうやっていただきたいと思います。

で、維持管理は、壊れて直す事後的なものではなく、「計画的に修復しておれば撤去する必要はなかった。」という声が聞こえます。しかも、そのことによって施設の安全確保や費用の縮減につながるものと思います。今後、具体的な対処、施策としては、1、積極的な財政的助成、支援の必要性、そして行政と設置者の情報共有の必要性があるんじゃないかと思います。

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上の点について見解を求めます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

先ほども申しあげましたとおり、これからのメンテナンスについては1カ月1回、担当職員のほうが行くということ。また、3年に1回、実施計画にも載せて、精密点検を専門業者にてするようにしております。それと、チビッコ広場の設置者は先ほど言われたように、地区が設置するものとなっております。地区の方の設置者については、またその遊具の状況等を見る、1カ月に1回点検するようなことにもなっております。このことについては、その地区の区長さん等にちゃんと話をして、月に1度の点検をしてもらい、その状況等の報告をまた上げてもらうようにやっていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私は平成25年9月議会で、「自然と歴史・文化遺産を生かしたまちづくり」をテーマにした一般質問を行っています。内容は山鹿貝塚、城山を題材にしたものです。その後、危険極まりない散策路や防止柵の修復及び山鹿貝塚の説明板を新たに設置していただくなど、いただいたことを敬意を表しております。我が町はすぐれた景勝地である魚見公園、また城山公園は歴史・文化・自然といった特徴を持った公園です。芦屋町環境基本計画には、「文化財などの歴史的資源を保全・活用するとともに、伝統文化の継承に取り組む。」としています。その特性を生かした公園づくりが大切です。山鹿小学校の校歌の歌詞に、皆さん御存じのように「寿永の昔 秀遠が 義兵を挙げし 城山は 山鹿の浦の 誇りにて 我が学び舎に 程近し」と城山をうたっています。学校教育や社会教育に、歴史・文化の継承に力を注いでほしいんですね。そして、さらなる城山公園の整備が必要と考えます。この点について見解を伺いますが、写真の2枚目ですね。2枚目ですが、A4、もうこれちょっと時間がないので、ゆっくりごらんになっていただきたいと思います。この魚見公園から見た洞山は本当に素晴らしい。そして魚見公園は、昔はアスレチックがありましたが今はありません。それから、魚見公園の頂上に行くためには林間広場があって、方向指示がありますね。階段が続いているが土が流出。流出してるし、階段がむき出しになっております。城山公園のトイレ、右のほうですが、これはトイレ目隠しの壁だろうと思うんですが、支柱は腐食しております。木の根っこの土がえぐられております。こういう状況で、本当に私たち、観光立地、観光の町としてですね、誇っていいもんだらうかというふうに思うんですね。簡

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

単ですが、この実態を把握してるか。早急に対処する必要があると思いますが、御意見をお願いします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

それではですね、魚見公園、城山公園とそれぞれ出していただいておりますので、まず魚見公園の園路の現状について、まずお話をしたいと思います。まず、魚見公園のですね、園路の現状でございますが、園路内の階段状の擬木につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやから第1、第2、第3展望所に至る箇所は、ある程度良好な状態が保たれていると判断しております。しかし、七田池がある谷のほうから各展望所に続く園路部分につきましては、議員の写真のとおりですね、一部砂利が流出し、歩行しづらい状況があることを確認しております。このため、今後流出した砂利の補充等をどのように実施していくのか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、城山公園のトイレの現状についてお答えしたいと思います。トイレの屋根の控え柱が腐朽していることは把握しておりますが、平成29年度にトイレの屋根の修繕を行った際に、施工業者並びに都市整備課職員にこの柱について見ていただいております、特に修繕しなくても自然倒壊する可能性は低いということでもございました。また、現在も状況は変わっておりませんので同様の状況ではございますが、見た目や安全に万全を期す意味で、腐朽していない上部の柱の部分から、継ぎ手による修繕を今後行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ぜひですね、早急にですね、また喫緊の場合はですね、取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ、件名2に行きます。西川の不法係留船対策について。不法係留船対策に関するアンケート調査が、福岡県北九州県土整備事務所の名のもとに、2020年1月17日から1月31日まで実施されています。また、広報あしや2月15日号では、国土交通省遠賀川河川事務所による西川の不法係留船対策として、新たな対策が始まりました。そして、第4期重点的撤去区域を設定するというような内容を掲載されました。福岡県北九州県土整備事務所のアンケートの目的は何であったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

アンケートにつきましては福岡県北九州県土整備事務所が行ったもので、芦屋港へのボートパーク整備に関するものとなります。我々が説明を受けている内容について簡潔にお答えさせていただきます。芦屋港へのボートパーク整備について、整備主体である福岡県において現在基本設計を実施しており、係留施設の規模や財源となる社会資本整備総合交付金の費用対効果算出の基礎資料とするため、国交省の基準に基づき、住民及び利用者へのアンケート調査を実施されたものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では2番目の、西川の不法係留船撤去に対するこれまでの取り組みと実績、よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

不法係留船の撤去の取り組みと実績についてお答えいたします。不法係留船対策の取り組みとしましては、国土交通省遠賀川河川事務所を事務局として、平成22年9月に学識経験者・関係機関等からなる遠賀川河口域利用対策協議会が設置され、平成23年2月には協議会の意見を踏まえ、遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書が国及び福岡県の連名で策定されております。

計画書の概要としましては、重点的撤去区域の設定、不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画、計画推進のための体制などが示されています。具体的な対策としては、重点的撤去区域を第1期から第5期に分け、段階的に区域を設定し対策を進めることにされており、現在、第4期重点的撤去区域（その2）まで完了しております。また、新たに遠賀川と西川の合流点から西川800メートルまでの区間が第4期重点的撤去区域（その3）に設定され、本年2月10日から対策が開始されました。

西川の不法係留船対策の実績としましては、対策を始める前の平成22年度の581隻から、令和元年9月には116隻となり、465隻の減少、減少率は約80%となっております。また、遠賀川と西川など遠賀川河口域全体における不法係留船の数は、平成22年度の775隻から令和元年9月には171隻となり、604隻の減少、減少率は約78%となっております。なお、重点的撤去区域ごとの実績としましては、第1期は平成22年度から23年度で69隻減少、第2期は平成23年度から24年度で45隻減少、第3期は24年度から26年度で122隻減少、

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

第4期（その1）は26年度から27年度で95隻減少、第4期（その2）は28年度から29年度で69隻減少となっております。ちなみに減少隻数については、第1期から第4期（その1）までは当該年度の設定区域における9月時点の設定前隻数、第4期（その2）は平成28年2月時点の設定前隻数を基準としています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

幾つか質問したかったものがあるんですけど、時間の関係でもう絞っていかざるを得ません。

要するに、私たち地域の方々もそうですが、平成23年ごろには800隻以上あった不法係留船は、国土交通省の強力なる指導のもと、第1期から第3期までの間にですね、やはり豪雨による堤防や近隣住宅、橋などの損害を与えるということで、強力なる対策をしております。そして、現在は160隻程度というふうに聞いておりますが、その際ですね、今回福岡県が行ったアンケート調査でですね、撤去していく160はですね、係留をどこにしていかわからない。今この基本計画によれば、供用開始は2023年、令和5年となっているわけですね。撤退する船の所有者は他の係留地を見つけるか、またはこれを機会に廃船すると思われるんです。国・県・町は、この点についてどういう分析をしているのかなど。つまり、今200艘を予定しているわけですから、これが充足率、利用率というものについて、200艘の計画でボートパークをつくったとしても、全国的にですね、この係留する船が減少してきているわけですね。ここのところ、充足率、利用率、そういうことについて真剣に検討されたことがあるのか、この点についてお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

隻数に関しましては、これまでも議員各位には配付、説明を何度かさせていただいておりますし、基本計画にまとめておりますとおり、芦屋港のボートパークにつきましては不法係留船対策の側面もございますけども、不法係留船に限定せず、マリンレジャーの拠点として他地域からの利用を想定した施設という方針で進めております。

利用需要についてですが、ほかの地域からの利用と遠賀川流域の船舶需要を見込んだ予測ということで現在検討しております。遠賀川流域の不法係留船の利用需要に関してですが、不法係留船対策や船舶所有者の高齢化など、将来予測を考慮した隻数の算出を現在しているところでございまして、まだ検討中ではございますが200隻ありきで検討しているわけではなく、将来予想

令和2年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

を見た中で検討しているというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

プレジャーボート係留施設専門分科会での会員さんの意見の中にはですね、本当に利用率、充足率といいましょうか、本当に大丈夫かというような意見もあっていると思います。それに対して県は、今現在受け入れる体制がどうだではなくて、要するに200隻の計画で進めていくんだというようなことも議事録のほうに書かれているようなんですけど、なぜ県は、この200隻にこだわっているんでしょうかね。そこを聞きたいです。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

議員が見られた議事録はまだ検討過程のものでございまして、それ以降、町と県のほうでしっかり話し合いを行いまして、200にこだわるのではなく、先ほど申しましたような需要を見込んだ中で隻数を算定するようになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。